

『JGAP 農場用 管理点と適合基準 農産 2022』のパブリックコメント対応表

2022年11月14日
一般財団法人日本GAP協会 運用管理部

No.	提案者	管理点番号 (パブコメ 版)	改善提案・意見	対応
1	認証機関	青果物	JGAP2016の5.3.1①②は要求しなくてよいのか	7.3.1で要求しています。
2	生産者 団体	全般	Japan Good Agricultural Practices と複数形になったのはなぜか。	他のGAPなど一般的には複数形であるため変更しました。
3	審査員	はじめに	本書の位置づけとして”規範”、”手法”、との記載がありますがあくまで”基準”の域をでるものではないのではないのでしょうか。この基準を満たしていれば認証に値するという意味であり”規範””手法”であるとは思われず。審査員としてもこれが明確な基準であることを謳って頂きたいところです。	認証取得のための審査においては基準となりますが、認証とは関係なく生産者の取組みの規範となり、農場改善の手法となります。
4	審査員	本文の見方	適合基準内「※」(こめじるし)入りで「～しても良い」の表現は審査基準として拘束されますか？あるいは自由に解釈しても可でしょうか。前2016にあった「取り組み例・備考」欄がないので判断根拠が欲しいところです。	適合基準内の記載は審査基準として拘束されます。「取り組み例・備考」欄はありませんが別冊で解説を用意する予定です。
5	指導員	2.本書の利用方法	共通項目とは畜産と農産で共通であること、C農産専用項目は青果物・穀物・茶で原則として共通番号であるが異なる点は枝番号で調整してあること、SスプラウトとMきのごは共通項目とC農産専用項目に追加して取り組むことを説明する必要があると思います。	ご意見の通り、本書の利用方法に説明を追加しました。
6	審査員	用語定義	農場にサイトの概念が適用されないのでは、なぜですか。	JGAPにおいてサイトとは審査の単位であるため個別認証においては農場＝サイトとなります。
7	審査員	用語の定義と解説	管理点4.3にある”入場者”の定義がない(対応した作業者の定義はある)	用語の定義に説明を追加します。「作業者以外で農場に立ち入るすべての人」としました。
8	審査員	用語の定義と解説 (たー7)	土壌診断と土壌分析を同じとして良いのか疑問がある。医療の世界でも検査・計測・分析することと意思が診断することは明確に異なっている。	土壌診断と土壌分析を同じの表現は削除しました。
9	審査員	用語定義	「リスク」について、「危険の生じる可能性」とありますが、何を基に定義したものでしょうか。わかりやすくしたのでしょうか、元の定義を明確にしたうえで定義をきめるべきではないのでしょうか。 ISO/IECガイド51(JISZ8051:2015)では、「3.9 リスク(risk)」では、「危害(3.1)の発生確率及びその危害の度合いの組合せ。」と定義しています。このように定義を明確にしておかないと、リスク評価がめっちゃくちゃになる可能性があります。	ISO/IEC Guide 51: 2014 参考にして「危害の発生確率およびその危害の度合いの組み合わせ。危害とは、人への障害もしくは健康障害、または農産物などの財産および環境への損害のこと。」に修正しました。
10	指導員	8p 用語らー1)リスク	「リスク:危険の生じる可能性」とありますがこれはどこから引用した定義でしょうか？ 【修正案】赤字 差替え 「危害の発生確率及びその危害の程度の組み合わせ(注記 発生確率には、ハザードへの暴露、危険事象の発生、及び危害の回避又は制限の可能性を含む。)」 【理由】 2016年版の定義はISO/IECガイド51(JISZ8051:2015)より引用し「危害の発生確率及びその危害の程度の組み合わせ」としており、指導員基礎研修でもそれに合わせた指導をされています。リスク評価はJGAPにとって非常に重要な考え方です。その大元となるリスクの定義は国際的に認知されている表現にすべきと考えますので、基本的に2016年版から修正する必要はないと考えます。尚、リスクに関する用語を国際的に定義したISOガイド73:2009リスクマネジメント-用語(JISQ0073:2010)では、リスクの定義として「目的に対する不確かさの影響」とあり、悪影響だけでなく好影響を与える機会もリスクとして大きく捉えています。GAPには安全側面の悪影響のリスクに絞り込んだISO/IECガイド51(JISZ8051:2015)の方が適していると思います。	同上
11	メーカー	用語ら-1)	リスク:危険の生じる可能性。 2016版のような危害の発生確率及びその危害の程度の組み合わせというほうが具体的で分かりやすいと思います。	同上

No.	提案者	管理点番号 (パブコメ 版)	改善提案・意見	対応
12	生産者	8. 用語の 定義と説明	リスクの定義について、「可能性」のみを記載されていますが、その程度(重篤度)との組み合わせによるものであると考えられます。様々なリスクに関する定義づけにおいても、この「可能性」と「その程度」の2つで表現されることが殆どではないかと思えます。発生時の重篤度は非常に高いが、発生頻度はそれほど高くないハザードについて、リスクを過小評価することにつながるおそれがあります。後の7. 4で出てくる「リスク評価で重要と判断した～」の「重要」の考え方に繋がる点で重要な定義と考えます。	同上
13	審査員	用語の定義 と解説らー 1)	リスクの評価について”割合”と重大性を評価とあるが”割合”とは？発生確率、頻度などの表現ではないか。	「危害の発生確率およびその危害の度合いの組み合わせからその重要性の評価、対策の樹立を行うこと。」に修正しました。
14	審査員	用語定義	「リスク評価」についても、「リスク」同様です。ISO/IECガイド51(JISZ8051:2015)の「3.12リスク評価(risk evaluation)」では、「許容可能なリスク(3.15)の範囲に抑えられたかを判定するためのリスク分析(3.10)に基づく手続。」となっています。	同上
15	生産者	8. 用語の 定義と説明	リスク評価の定義について、「割合」という表現よりは「可能性」の方がよい(表現の統一)ことと、単なる「評価」ではなく「科学的な評価」である必要があると考えます。	同上
16	メーカー	用語ら-2)	リスク評価:想定されるリスクを抽出し、割合や重大性を評価すること。 想定だけでと、やり方次第で抽出されないリスクが出てきます。 危害の発生確率を下げるか、危害の程度を小さくするかはわからないわけですので、この組み合わせでリスクの大きさを評価する内容にすべきだと思います。	同上
17	指導員	8p 用語 ら-2)リス ク評価	「リスク評価:想定されるリスクを抽出し、割合や重大性を評価すること」とありますが、これほどから引用した定義でしょうか？2016年版の定義である「リスクの大きさを判断すること」と何が違うのでしょうか？ 【修正案】赤字 差替え 「リスク評価:リスク低減対策(管理手段)がない状態でのリスクの大きさを判断し、大きいと判断されたリスクについて、ハザード(危害要因)の除去又はリスク低減対策(管理手段)を取ることで許容可能なリスクとなるかを評価すること」	同上
18	生産者	8	「知的財産」とはなにか？と考える農場があるので、用語の定義に加えてはどうでしょうか？ 案 た-XX)知的財産:知的活動によって生み出されたアイデアや創作物などのうち、財産的な価値を持つものの総称。知的財産の中には特許権や実用新案権、植物の新品種、意匠、著作物などの法律で利益に係る権利として保護されるものがある。	用語に追加します。
19	生産者	8	用語の定義と説明 に「残留農薬検査」を加えてはどうでしょうか。 残留農薬検査(C5.6)の実施の意義を、誤認している農場が未だあるため。残留農薬検査は、農作物に残留農薬が含まれないかのサンプリングによる結果管理と考えて多成分一斉分析をしている農場があります。 JGAPで求める残留農薬検査は、工程管理の仕組みの妥当性を見直すためであり、残留農薬検査の実施計画(リスク評価に基づくサンプリングの計画)によって、その意義が正しく理解されないといけないと考えます。 案 ざ-XX)残留農薬検査:農産物に含まれる残留農薬の種類や濃度を求める客観的分析手法による検査。JGAPで残留農薬検査を求める理由は、仕組みの有効性の見直しを目的とした検査の実施である。	用語に追加します。

No.	提案者	管理点番号 (パブコメ 版)	改善提案・意見	対応
20	生産者	8	<p>用語の定義と説明 に「農薬」に除草剤という言葉が抜けています。</p> <p>農薬の法律的な定義を、農薬取締法 第二条からコピペしていると思うのですが、なぜか「殺菌剤、殺虫剤」のあとの『除草剤』が抜けています。あと『天敵』の定義が抜けています。</p> <p>「農薬」とは、農作物(樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。)を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみ、草その他の動植物又はウイルス(以下「病害虫」と総称する。)の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤その他の薬剤(その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。)及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤。また 天敵は農薬に含まれる。その他薬剤には、展着剤および農薬取締法 別表で定める特定農薬が含まれる。</p> <p>ただ、この表現はわかりにくいので以下のように変えてみてはいかがでしょうか。</p> <p>案 な-XX)農薬:農薬取締法 第二条で定義される農作物を害する病害虫等および草の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤、植物成長調整剤、その他の薬剤をいう。その他の農薬には、展着剤が含まれる。また、市販の天敵はこの法律により農薬となる。この法律で定める農薬は、容器又は包装に農林水産省登録番号の表示がされる。</p> <p>特定農薬(エチレン、食酢、重曹…)は農薬でないのかというと、法律上の農薬なのですが、ここでいれると利用者が混乱するので、このへんにしておきましょう。</p>	修正しました。
21	指導員	5p 用語 さー11)使用 時期(収 穫前日数 等)	<p>使用時期(収穫前日数等):…農薬取締法施行規則第7条第2項で表示が義務付けられている → 農薬取締法施行規則第十四条第二項第三号 が正しい ※但し、この法令は農薬メーカーがラベル表示をする際のものなので、むしろ農場にとっては以下の方が適しています。 「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」(平成15年農林水産省・環境省令第5号)の第2条第4項に農薬ラベルに表示されている使用時期以外の時期に当該農薬を使用しないことが規定されている。</p>	修正しました。
22	指導員	5p 用語 さー9)食品 安全	<p>食品安全:…で引用されているのはCODEX-CXC1-1969Rev.2020の定義からだと思いますが、出典について2016年版は記載していましたが今回はありません。また、2016年には巻末に「関係法令及び参考文献一覧」がありましたが今回はそれもついていません。他の該当する用語も含めて関係法令は「解説」にでも記載するのでしょうか?</p>	出典(参考)は記載します。「関係法令及び参考文献一覧」は解説の巻末に入れる予定です。
23	指導員	7p 用語 なー4)農場	<p>農場の定義 → 「認証の対象となる品目を生産し、その生産プロセス及び生産物に関して責任を追う経営体」とすべき</p>	「認証の対象となる品目を生産し、その生産工程および生産物に関して責任を追う組織。」に修正しました。
24	指導員	用語8ら行 ら-4)	<p>用語の定義に2016にあった「労働基準法第9条において」という記述を削除した意図について解説していただきたい。</p>	法令名は再掲します。
25	指導員	1.1(2)	<p>(2) JGAP対象品目 【修正案】赤字 (2) JGAP対象の農産物・品目(出荷の形態がある場合には出荷の形態を含む) 【理由】 認証書にも書かれるため正確に記載していただく</p>	「認証の対象となる品目(出荷の形態がある場合には出荷の形態を含む)」としました。
26	審査員	1.1(3)	<p>基準としては少なくとも認定書に記載される項目があること(表記の統一)が求められるのではないかと思います。◆(3)認証の対象となる”生産工程”→”範囲”へ</p>	「総合規則9.2で定める認証の対象となる生産工程の範囲」としました。
27	審査員	1.1(5)	<p>適用範囲を明確にするために、農産物取扱い施設の所在地も必要ではないでしょうか。特に、所在地が認証書に反映されるのであれば、本管理点で記載されている内容が重要な情報かと思えます。</p>	「農産物取扱い施設(名称、所在地、取扱い品目)」としました。
28	審査員	1.1(6)	<p>倉庫・保管庫の保管場所を文書化して求めるのであれば、管理点1.2(3)で十分に対応できるのではないのでしょうか。1.1(6)で倉庫・保管庫の所在地、保管物などを文書化していることを求めるのであれば、本管理点(1.1(6))で「所在地」などを基準に入れた方が良いかと思えます。</p>	「倉庫・保管庫(名称、所在地)」とします。

No.	提案者	管理点番号 (パブコメ 版)	改善提案・意見	対応
29	メーカー	1.2(5)	(5)生産工程で利用する水源、貯水場所、給水場所 ※赤字部分には工夫が必要(「自らが管理している場合」などの注記をしてはどうか)。農業用水など、自治体で管理している水源について、それぞれの農家が確認しなければならないか。行政の役割を一農場が負担することは負荷が大きく、行政が役割を果たしていないのでは？	「生産工程で利用する給水場所、貯水場所」としました。
30	生産者	1.2(6)	「周辺」の範囲について補足説明があるべきと考えます。隣接するだけでなく、ドリフトや水源などに影響が想定される範囲も含まれるべきと考えます。	最低限必要なものとして「圃場に隣接する土地の利用状況」としました。
31	審査員	1.2	地図の作成に関し、具体的項目をあげ解りやすくする為の改訂と理解します。今回列挙した項目に是非追加した頂きたいものとし『防除機器の洗浄・洗浄水のしみこみ場所』があります。これについては他項で『自分が管理する特定の場所』と定められている事より、場所が特定されているかどうか、通常審査時に地図で確認する様にしており、地図上の記載ない場合、不適合としては是正を要求しています。	「農業の残液・洗浄水の処理場所」を追加しました。
32	審査員	1.3	生産見込量とありますが、1.3.1の実績との整合性から計画量が適当ではないでしょうか。	(1)だけでなく(2)も含めた計画に対して計画としています。
33	指導員	1.3	生産見込量はどのように算出するか明示したほうがよいのではないかと。	生産見込量(面積×標準収量)として明示しました。
34	認証機関	茶1.3	摘採見込量、荒茶・仕上茶の製造見込量は生産計画として不要なのか。	品目ごとの生産見込量(面積×標準収量、荒茶・仕上茶の製造見込量)としました。
35	指導員	茶1.3	2016版では「品目ごとの摘採見込量、荒茶・仕上茶の製造見込量」となっています。2022版では、「品目ごとの生産見込量」となっています。出荷形態が「荒茶」だけの場合、生葉の摘採見込量は、不要という理解でよろしいでしょうか。茶の場合は、わかりにくくもありません。	上記のように生葉については面積×標準収量、荒茶については製造見込量で計画の文書化が必要となります。
36	生産者	1.3.1	栽培するものによって、計画と実績の評価を活用するタイミングが異なるとわれ、「次年度」ではなく「次の作付け」等の次の栽培に活用する旨の表現の方が適切と考えます。	次の作付けとすると回転の速い周年作物などは年に何回も評価が必要になってしまうため、年1回でよいことを示しました。
37	指導員	1.3.1	「生産計画に対する実績」は、1.3で定めた「作業内容および作業時期」も含めた実績という理解でよろしいでしょうか。実際には、収穫見込み量に対する実績のみを評価している農場さんが多いです。	例えば、天候の関係で予定より作業が遅れ、収量が落ちたなど、内容や時期も含まれます。解説で説明します。
38	指導員	1.3.1	レベル努力 【修正案】赤字 レベル重要 【理由】以前からおかしいと思っていた。実績評価がないのではPDCAが回らない。	1.3.1は1.3に組み込みました。
39	指導員	1.4	初回および版変更時の記録の保管について、(当該期間に発生しない作業の記録は除く)の後に句点を打っているため、最初の「過去2年以上の保管」と齟齬が生じているように感じ、わかりにくくなっています。 【修正案】畜産2022版と同様の書き方がよいと思います。	畜産版にそろえました。
40	指導員	1.4(3)	畜産2022版の表現の方がわかりやすい	「必要な時にすぐに閲覧できる状態の維持」に修正しました。
41	指導員	1.5	適切な農場管理を実践するために、農場への苦情や農場内での事故、ルール違反があった場合、以下の内容を記録している。 【修正案】赤字 差替え 適切な農場管理を実践するために、農場への苦情や農場内での事故、ルール違反に対する文書化された手順を確立し、それらが発生した場合には、手順に従って対応したことが以下の内容を含む記録から確認できる。 【理由】文書化された手順と発生した場合の手順への対応は2016年版であったのになぜ削除したのか？マネジメントの重要な要素は文書化された手順が必要。また、記録の要求だけでは発生していない場合該当外になってしまう。	これまで手順の文書化だけで終わってしまい、農場内で発生した細かいルール違反等への対応が軽視されてきたため、取り組みやすい内容にしました。

No.	提案者	管理点番号 (パブコメ 版)	改善提案・意見	対応
42	審査員	1.5	苦情等について、記録だけになっていますが、文書化した手順は必要ではないでしょうか。国の指針でも、手順を文書化しておくことを挙げています。	同上
43	生産者	1.5	苦情・事故・ルール違反への対応 適合基準に関するコメントはありませんが、指導員専用ページのサンプル帳票集の記録用紙では、なかなか運用が追いつかず、PDCAになりにくいと思います。 「農場ルール違反の報告書」は違反の特定、原因の追究、再発防止策、農場責任者、経営者によるレビューで、PDCAをまわす形です。 しかし、農場にそのまま当てはめると、作業員の失態、過失を追及することにもなり、責任者が懲罰与える対象と捉えられ、実際の運用では、報告ゼロ、違反ゼロという農場が多いのが実態です。 農場ルール違反は、経営者からすると改善の機会であり、自分の周知不足に問題があったことを気づかせてくれる「農場の宝」です。経営者からしたら、教えてくれた作業員さんにありがとうという用紙で、決して個人の責任を追及することがあってはいけません。 よって、私の農場では「農場ルール違反の報告書」をイエローカードと呼び、カード3枚で感謝状、副賞として焼肉をおごるなどのインセンティブをつけて、現場から改善提案があがってくるようなしくみづくりをしています。 違反ゼロではもったいないです。改善につながりやすい用紙、雛形にすることが必要です。 うちの農場の「農場ルール違反の報告書」を添付します。	解説で紹介させていただきます。
44	認証機関	1.5	1.5と6.4の項目はなぜ分けているのか。理由を知りたい。	6.4は商品に関するものに限られており、それ以外の農場内で発生した問題については1.5で対応すると分けています。
45	生産者	2.1	農場、労働安全のみ「管理」という表現がされていないのはなぜでしょうか。また、前文に「以下の責任者を文書化し」とあるため、1～7で「責任者」という表現は重複しています。経営者という項目もあるため、前文を「以下の者を指名し文書化し」といった表現が望ましいと考えます。なお、現在の表現では主語が経営者になっているため、経営者が自ら文書化し周知することになりますが、経営者は指名(任命)することが求められているのではないのでしょうか。	管理も含めた内容になっており、現状の表現でも意味が通るためです。文書化について、経営者の責任の下、他の者が文書化する形で構いません。解説で説明する予定です。
46	審査員	2.1	適合基準2016では、②として基準書のどの管理点を担当させるか明確にしているという項目がありましたが、パブコメ案では、削除されています。確かにそれぞれの責任者の名称より大半の項目の担当は常識の範囲で明らかになりますが、『担当項目の漏れ』を防ぐ意味では残しておいて良い項目と思います。(例えば環境関連の項目:通常は農場の責任者になりますが、一部施肥設計を担当する肥料管理の責任者も関係してきます)	「少なくとも」なのでこれ以外の責任者を用意してその人に管理点担当させることも考えられるためです。
47	指導員	2.1、2.2、3.1ほか	畜産のCPCCでは、気づきませんでした。 ①2016版であった「各責任者が担当する管理点を明確にする」という要求事項は、2022版で削除しています。ですが、各責任者に対する要求事項(3.1など)では、「担当するJGAP管理点について」と出てきます。 【修正案】担当するJGAP管理点→(たとえば農薬責任者の場合)農薬に関するJGAP管理点 ②また、2.2で農場責任者に「JGAPに関する文書の改定についての把握と関係する責任者への周知」が求められていますが、各責任者(たとえば、3.1労務管理の責任者)に対して「b(1)・・・基準文書に関する最新情報(改定等)の把握」が求められていて、農場責任者が周知するのに、各責任者も自分で情報を把握する必要があるとなっています。 【修正案】(各責任者の管理点において)「b(1)・・・基準文書に関する最新情報(改定等)の把握」→「b(1)・・・農場責任者より提示された基準文書に関する最新情報(改定等)に関する理解」	同上
48	審査員	2.3	方針の策定・共有ですが、適合基準2016①で俗にいう必須三項目を方針に入れることが、今回の改訂で記載がなくなっています。『JGAPの取り組みに必要な』という記述でカバーされれば良いのですが、特にJGAPに初めて取り組む方については、必須三項目の再認識として有効な記載であると認識しています。(むしろ三項目に加え、環境保護・保全という項目を加えても良いかと考えます)	農場にとって必要なものを方針として設定してもらいたいため修正しました。『JGAPの取り組みに必要な』という記述でカバーしていることを解説で説明する予定です。
49	審査員	2.7	社会通念として、災害対策が「努力」では低すぎると思います。例えば、2.3に入れ込んで、ポジションを高くした方が良いのではないのでしょうか。	農林水産省の国際水準GAPガイドラインにも入っているため、重要に変更しました。

No.	提案者	管理点番号 (パブコメ 版)	改善提案・意見	対応
50	審査員	2.7	「災害に備える」だけでなく、気象、市場動向、消費者行動などの農業経営を取り巻く変動リスクに備えた対策や計画を立てる理由はありそうですが…	取組例を解説で説明予定です。
51	指導員	2.7	農場経営を維持・継続するために、災害等に備えた対策や計画を立てている。 【修正案】赤字 農場経営を維持・継続するために、災害等に備えた対策を計画している。 【理由】日本語がおかしい	対策を実施していても計画のみでもどちらでもよいとしたためです。
52	指導員	2.8	(1)について、他人の知的財産とはどういうものか。(2)について、必ず商標登録や特許出願しないとイケないのか。	(1)は「登録品種など」と例示を追加しました。詳しくは解説で説明する予定です。 (2)については必ずしも商標登録や特許出願する必要はないため、活用として(権利化、秘匿、公開)としました。それに伴い、項目の目的を「知的財産を保護するために」から「保護・活用するために」に修正し、管理点を「知的財産の管理」としました。
53	指導員	3.2	【修正案】赤字 労働者の人権に配慮した適切な労務管理のために、以下に取り組んでいる。 (1) (a)から(i)が記載された労働者名簿の整備農場で作業する全ての労働者が特定できるリストの保有 —(a) 氏名 —(b) 生年月日 —(c) 履歴 —(d) 性別 —(e) 住所 —(f) 従事する業務の種類(労働者数常時30人未満の事業所は不要) —(g) 雇入年月日 —(h) 退職の年月日およびその事由(解雇の場合はその理由) —(i) 死亡の年月日およびその原因 (2) 守秘義務を遵守した個人情報の管理 (3) 外国人労働者を採用する場合、在留許可があり就業可能であることの確認 (4) 児童労働の禁止、及び法令に準拠した年少者の雇用への配慮 【理由】 法令上の確認までは不要、特に性別についてはジェンダー問題より不要ではないかという意見もある。労働者名簿があるということより、作業している者が正式に労働者として特定されているかの方が大事。	今回の改定は理事会の方針を受け、JGAPの利用を国内中心にしたため、法令に基づく要求事項となりました。
54	メーカー	3.2	労働力の適切な確保について、性別の記載を要求する必要はないと思います。	同上
55	指導員	3.2	労働者名簿について、一般的に日雇労働者については日々雇用契約を結ぶ立場であるため、労働者名簿の作成がないと解されているようです(労働者名簿 日雇いで検索)。現行案は日雇労働者でも作成が必要と読めますので、日雇労働者を考慮した形で書き込みいただきたいと思います。	解説で説明予定です。
56	指導員	3.2	2016の取組例・備考に合った適用除外の考え方は継続されるのでしょうか。	継続します。解説で説明予定です。
57	指導員	3.3	2016の取組例・備考に合った適用除外の考え方は継続されるのでしょうか。	継続します。解説で説明予定です。
58	指導員	3.4	2016の取組例・備考に合った適用除外の考え方は継続されるのでしょうか。	継続します。解説で説明予定です。
59	指導員	3.6	2016の取組例・備考に合った適用除外の考え方は継続されるのでしょうか。	継続します。解説で説明予定です。
60	指導員	3.4労働条件の遵守	労働者の人権に配慮した労務条件を確保するために、以下の点について労務管理に取り組んでいる。 【修正案】赤字 労働者の人権に配慮した労務条件を確保するために、以下の点について労務管理に取り組んでいる。(社会保険労務士等の労務管理に力量のある者の指導を受けている場合には、そのことが分かる記録の確認のみでよい) 【理由】法令の確認までですとなると審査員力量と審査工数が懸念される。	解説の備考に記載予定です。

No.	提案者	管理点番号 (パブコメ 版)	改善提案・意見	対応
61	生産者	3.6	(1)は「～する」で文章が終わっているが、(2)は「～いること」となっており、統一が望ましいと考えます。これ以外の項目においても「～する」「～すること」のどちらかで統一が良いと考えます。(例えば3, 4は全て「～すること」となっていることから、「～すること」への統一が望ましいと考えます。	ご意見を受け修正しました。
62	審査員	3.6	使用者と労働者のコミュニケーションについて、その実施内容の記録については、使用者と労働者両方で内容を確認した記録であるべきですが、現場で見る記録は大半が使用者作成のもので、労働者がその記録内容を確認されているかどうか不明のものが多くあります。『両者が内容を確認したことが判る記録』を要求すべきと考えます。	両者による内容の確認は困難と想定されるため変更なしとしました。
63	指導員	3.8	同居の親族のみの経営とは家族以外の従業員がいる場合は該当外か？	家族以外の従業員がいる場合も対象となります。そのため「家族の作業員がいる場合」と修正しました。
64	行政	3.8	農林水産省の国際水準GAPガイドラインでも求められている項目なので重要レベルにすべきではないか。	重要レベルに変更し、表現もガイドラインに合わせ「家族間の十分な話し合いに基づく家族経営を実施」としました。
65	行政	3.9	農林水産省の国際水準GAPガイドラインでは外国人雇用がある場合の環境整備が求められているが対応する管理点がない。	3.9労働者用住居として追加しました。
66	指導員	4.1	【修正案】赤字 作業員が農場のルールを把握し、作業に必要な力量を身に付けるために、管理点2.1で定めた各責任者は、それぞれの担当分野の教育訓練について以下に取り組んでいる。 (1) 作業員の役割と責任の周知 (2) 農場のルールに則した内容の教育訓練 (3) 責任者による、農場のルールを遵守していることの日常的な確認 (4) 作業員に外国人がいる場合には、その作業員が理解できる表現(言語・絵等)を用いた教育訓練 (5) (a)から(d)の情報を含む教育訓練の記録 (a) 実施日 (b) 参加者 (c) 教育訓練の内容 (d) 教育訓練に使用した資料 (5)責任者による力量評価 【理由】 力量評価が追加されたと思われるが、評価手段は日常的な確認だけではないかもしれない。また、力量評価の順番は教育訓練の後となるのが自然。	日常的に確認することが重要とのことから(4)を要求していますが、何のために行うかを明確にするために「力量を持っていることの責任者による日常的な確認」と修正しました。
67	指導員	4.1	日常的な確認でも教育訓練の記録は必要でしょうか。	教育訓練の記録が必要なものとして(1)(2)と明示しました。
68	指導員	4.1	年1回以上といった頻度の要求がないため、数年に1回でもよくなってしまふ。	(1)に年1回以上を追加しました。
69	審査員	4.3	用語の定義に「入場者」がないことを含めてですが、管理点が「入場者」となっている以上は適合基準にあえて(入場者のけが防止を含む)という但し書きは不要かと、この(1)(2)(3)全てについて入場者に対するルールがあるかどうかを見る項目と捉えています。	入場者の用語定義を追加しました。(1)は見学など労働時でない場合もあるため「けが・事故防止」と修正しました。
70	審査員	5.1	(4)の項目について、「JGAPが求める食品安全・労働安全に関する農場が定めたルール」としていますが、労働安全までを要求するのは過剰要求ではないでしょうか。万が一、委託先の不注意で起きた事故を補填すると言われる可能性があります。	農場で把握している危険な場所の周知等を想定しています。
71	指導員	5.1	【修正案】赤字 (4) 外部委託する業務について、JGAPが求める食品安全・労働安全に関する農場が定めたルール 【理由】 食品安全は商品に直結するが、労働安全の責任の所在は事業者毎にあるので農場側のルールを強制できない。ルールが甘ければ事故発生時に農場が責任を追究されかねない。	同上

No.	提案者	管理点番号 (パブコメ 版)	改善提案・意見	対応
72	指導員	5.2	【修正案】赤字 外部委託先に対し、外部委託する業務について、JGAPが求める食品安全・労働安全に関する農場が定めたルールの適合状況を、年1回以上点検し、以下を記録している。 【理由】 食品安全は商品に直結するが、労働安全の責任の所在は事業者毎にあるので農場側のルールを強制できない。ルールが甘ければ事故発生時に農場が責任を追及されかねない。	同上
73	メーカー	5.1(4)	外部委託先との合意について、労働安全に関するルールを委託先に適応させることはないと考えます。5.2についても同様です。	同上
74	指導員	5.1 外部委託先との合意	「定款の確認」は削除すべきではない。 私の経験上、大手運送会社によっては、念書等の文書の発行が難しい。そうした会社が外部委託先の場合、当該会社との合意を適合基準(案)の内容で文書化するとは非常に困難であり、農場に過剰な負担を強いることになる。そのため、JGAP2016と同様、「外部委託先が公開・提示している文書(約款等)を農場が確認することで契約文書として代替することができる。」を残すべき。	合意を得られない場合は約款でもよいを復活しました。
75	審査員	5.1	(4)外部委託先に求めることとして食品安全・労働安全だけでなく「環境保全」について農場が定めたルールについての合意が必要と思われる。(外部委託としては肥料散布、農薬散布工程もあり環境への配慮も必要事項と考えられます)	技術委員会で審議した結果、最低限必要なものとして食品安全と労働安全と決まったため、農場と外部委託先で合意が取れるなら環境への配慮を入れることは任意です。
76	審査員	5.1(4)	環境保全についてのルールも、農場との間で合意を交わすことが必要ではないかと思えます。合意の範囲にもよりますが、作業で排出された廃棄物をどのように管理するかは、周辺への配慮としても必要かと思えます。	同上
77	審査員	5.1	契約等の規定が緩くなったかわり、続く5.2の点検が「必須」ですので、本項の外部委託先との合意事項が「重要」だとバランスが欠けています。有効な認証を持っていない外部委託先へ、合意を得ずに点検を実施することは難しいような気がします。	文書による合意が得られない場合でも実際の状況を点検確認(積込作業の目視等)し、ルールが守られていれば問題がないため、5.1を重要、5.2を必須としています。
78	審査員	5.2	外部委託先との契約が、新版の5.1では合意になり、レベルが「重要」になったことで、より認証に向けての取り組みがしやすくなったと感じます。ですが、5.1での「農場が定めたルールに従うこと」に合意ができていない状態で、5.2の外部委託先の点検(農場が定めたルールへの適合の点検)は成立しないかと思えます。少なくとも、5.2のレベルを「重要」にしなければ、結果的に5.1が「必須」と同じレベルと言ってもいい状態ではないでしょうか。	同上
79	生産者	5.2	点検することしか定めていないが、点検は手段であって本来は取引の継続可否を判断する必要があるのではないかと考えます。「点検し取引の継続の可否を評価している。」という表現を提案します。	是正処置の対応などにより取引継続の可否の検討も含まれています。
80	指導員	5.2	点検が年1回だと新規に委託してから1年近くたって点検を行い、問題を発見したということになりかねないので新規採用時にも点検する必要があるのではないかと考えます。	「新規採用時および年1回以上点検し」と修正しました。
81	生産者	5.3	「(3)日本GAP協会が推奨する機関」について、その推奨条件を明文化していただきたいと考えます。疑う意図はありませんが、要求事項においては、客観的な条件が明記されるべきと考えます。 「(4)残留農薬検査を行う検査機関に関するガイドライン」を満たしているかどうかを確認する術について、補足説明があるべきと考えます。	(3)推奨条件は協会ウェブサイト「検査機関の推奨に関する細則」が掲載されています。 (4)解説で説明予定です。

No.	提案者	管理点番号 (パブコメ 版)	改善提案・意見	対応
82	指導員	5.3	2016版では、検査機関の評価・選定は、重要項目でした。2022版では必須項目となり、「管理点で要求する場合には」とあります。そして、S1.1で微生物検査を行うことを求めています。スプラウト農家は、万が一、大腸菌等が検出された場合に衛生管理の改善案を提示してくれる昔からの付き合いのある分析屋さんを抱えていることが多く、これらの分析屋さんは、JGAPの要求事項を満たしていないことがほとんどです。スプラウト農家からすると異常な検査結果が出た際に対処してくれる近くの分析屋さんの方が厚労省登録機関などよりも、経営上、大切なパートナーとなっています。5.3を必須項目とすることにより、JGAP認証の継続ができない農場が出てくる可能性があります。	重要に戻します。
83	生産者	6.1	1.5において「異常」の文言が削除されたと思いますが、ここには「苦情・異常」として残っています。意図的に残されているのでしょうか。「苦情」のみでよいのではないかと考えます。	1.5は商品以外について外部からの指摘なので異常ははずしています。こちらは商品なので内部で発見する異常もありえるため残しています。
84	審査員	6.1	「はじめに」へのコメントにも記載しましたがこの基準に”品質”を含めるか疑問	品質は顧客要求事項として必要な内容であり、責任者はそのことに関する業務を統括する必要がありますが、品質そのものへの要求事項はJGAPにはありません。
85	指導員	6.2	JGAP2016ではロット番号が求められていたがなくなっても大丈夫なのか。	(9)として必要な場合はロット番号を記録するよう修正しました。
86	指導員	6.2	トレーサビリティの仕組みの確認はトレーテストのことなので明示したほうがよい。	年1回以上確認し(トレーテスト)としました。
87	メーカー	茶共通6.2	食品表示法では、加工食品の場合(荒茶は加工食品)、「製造所」の住所が必要。また、法律上では、現物に記載しなければならない項目と、送り状などでもよい項目とがある。	生葉のトレーサビリティと荒茶のトレーサビリティの管理点を分け、摘採の項目と荒茶製造の項目を分けました。荒茶の方にのみ表示の項目を用意し、「出荷する農産物の大海、容器等に以下の表示を行っている」とし、現物に記載する項目のみとしました。また製造所の住所は、c.(1)に「製造業者等の氏名または名称および住所」としています。
88	指導員	茶共通6.2	「生産物」を「収穫後の農産物」と定義しているため、c項については、生葉出荷も当てはまりますが、内容が生葉農家には全くそぐわないです。また、生産物(荒茶)そのものに表示はできません。 【修正案】c.荒茶で出荷する場合、包装資材、送り状、納品書等に…	
89	認証機関	茶共通6.2	荒茶製造記録は含めないのか、トレーサビリティというひとくくりで記載されております。審査員はお茶の場合、摘採から出荷までの記録は保管するものと考えておりますが、農場側は、管理点に記載がないと、記録不要と理解されると考えます。	
90	生産者	6.3	1.5において「異常」の文言が削除されたと思いますが、ここには「苦情・異常・回収」として残っています。意図的に残されているのでしょうか。「苦情・回収」のみでよいのではないかと考えます。	1.5は商品以外について外部からの指摘なので異常ははずしています。こちらは商品なので内部で発見する異常もありえるため残しています。
91	生産者	6.4	1.5において「異常」の文言が削除されたと思いますが、ここには「苦情・異常・回収」として残っています。意図的に残されているのでしょうか。「苦情・回収」のみでよいのではないかと考えます。	同上
92	審査員	6.4b	aで記録していることが前提であれば、bでは、発生日や記録日は「…による確認日を含む内容を記載している」との記載の方が記録すべき内容に誤解がないのでしょうか。	現状で理解可能なので変更なしとしました。

No.	提案者	管理点番号 (パブコメ 版)	改善提案・意見	対応
93	指導員	新規追加 6.5.1	<p>【追加案】赤字 レベル:必須 管理点:認証生産物の購買 a. 購買した農産物について下記の内容がわかる購買記録がある。 (1) 購買した農場・団体の名称 (2) 購買日 (3) 購買した品目 (4) 購買数量 b. 購買した農産物を認証農産物として取扱う場合には、購買先からJGAP認証書の写しを入手し、基準の版数、認証範囲及び有効期限が適切であることを確認してから購買している。 【理由】 青果物でも購買はあり得るため、茶と同様の共通要求とする。この要求がないとトレーサビリティに影響がでる。これは以前から議論があった。</p>	<p>青果物や穀物で他の農場の農産物を自分の農産物として出荷する購買は技術委員会で慎重な審議をする必要性があるため今回は見送りとなりました。よその農場の農産物をよその農場のものとして出荷調製する場合は6.5で対応可能です。</p>
94	指導員	新規追加 6.6	<p>【追加案】赤字 【追加案】 レベル:必須 管理点:異品種および別用途品の混合防止 a. 品種を分けて販売する場合は、視覚的に見分けのつきにくい別品種の農産物が誤って混入しないように対策を講じている。 b. 特定用途の農産物に誤って他の用途の農産物が混入しないように対策を講じている。 【理由】 青果物でもあり得るため、穀物・茶と同様の共通要求とする。</p>	<p>例えば加工用原料と生食用を取り違えたりする場合は商品の異常として6.3で処理されます。</p>
95	指導員	7生産工程 におけるリ スク管理	<p>表題:生産工程におけるリスク管理 【修正案】赤字 表題:生産環境及び生産工程におけるリスク管理 【理由】 7.4の修正案で述べているが、今回のパブコメ案には2016年版の4.1/5.1の生産環境からのリスク評価が見当たらない。従ってここで生産工程と併せてリスク評価する必要があるため。</p>	<p>7.2a.(3)で生産環境からのリスク評価を明示したのでタイトル変更なしとしました。</p>
96	メーカー	7.2b	<p>b.各工程が、現状と合っているか現場で確認している。 → b.各工程が、現状と合っているか、必要に応じて現場で確認している。 ※工場とは異なり、農作業の場合、実際に作業しているところでの工程確認は難しい。年1回の作業や、その年に実施しない作業もある(例えば、茶で言うところの中刈更新や圃場整備、改植など)。フローダイヤグラムの現場確認は、工場では非常に重要な意味があるが、農作業において同じような意味を持つか、疑問。ただ、「確認した」という意味のない記録を生むだけになってしまわないか懸念がある。</p>	<p>作業中に確認でなくてもよく、漏れ抜けがないことを現場で確認する必要ありと判断しました。</p>
97	審査員	7.2	<p>前版2016では工程管理のリスク評価対象は収穫工程以降ですが、本基準では全行程が対象となりますね？</p>	<p>ご理解の通りです。</p>
98	指導員	7.2	<p>JGAP2016の4.1, 5.1がなくなって交差汚染や異物混入について見落とす危険性があるのではないかと。</p>	<p>ご指摘を受け、(3)を追加しました。</p>
99	認証機関	7.2共通	<p>とても抽象的でわかりにくいです。取り組み例、説明は付けて欲しいです。</p>	<p>解説で説明します。</p>
100	認証機関	7.3共通	<p>食品安全危害要因を特定しリスク評価という内容から、食品安全に関するリスク評価をすると記載を変更されているが、食品安全危害要因の特定は必要ではないかと。記載がないと、意図をわからずに運営される農場が出てくる事が危惧されます。</p>	<p>「食品安全に関するリスクを抽出して重要性を評価し」と修正し、解説で説明します。</p>
101	認証機関	7.3	<p>リスクを特定して評価と、言葉をきちんと並べた方がよい</p>	<p>「リスクを抽出して重要性を評価し」としました。</p>
102	指導員	7.3、7.5、 9.2	<p>責任者と作業者が協力して行うことを明示したい。</p>	<p>「共同での」を追加しました。</p>

No.	提案者	管理点番号 (パブコメ 版)	改善提案・意見	対応
103	生産者	7.3.1	「生食用野菜」との表現は、Ready-To-Eatと誤解しやすい。加熱せずに喫食することを想定しているのであれば、「非加熱摂取」等の適切な文言に修正すべきと考えます。	修正せず、解説で説明します。
104	生産者	7.3.1	管理点名が青果物と穀物で「〇〇特有のリスク」と使い分けられているが、「栽培物特有のリスク評価」「品目特有リスクへの対応」等と統一してよいのではないかと考えます。	適合基準の内容も異なるため、統一はしません。
105	生産者	7.3.2	大半の生産者は関係ないため、対象となる生産者がすぐわかる表現にしたい。	「農場がある地域に関する法令・行政機関からの指示がある場合、」としました。
106	指導員	7.3	管理点7.2で明確にした各工程について、以下に取り組んでいる。 (1)食品安全に関するリスク評価とリスクを予防・低減するための対策の文書化 【修正案】赤字 管理点7.2で明確にした各工程及び管理点1.2で明確にした地図を利用して、以下に取り組んでいる。 (1)食品安全に関するリスク評価とリスク評価により高いと判断されたリスクを予防・低減するための対策の文書化 【理由】 ・管理点1.2ではリスク評価のために地図を作成するとしているが、2016年版の4.1/5.1の生産環境からのリスク評価が見当たらない。従ってここで生産工程と併せてリスク評価する必要がある。 ・リスク評価の定義でも述べたように、7.3/7.4/7.5はリスクが大きいと判断されたものだけを徹底的に管理する章とされたい。これまでリスクが低いものまで対策の文書化を要求していたが、低いものはそれぞれの一般衛生管理の管理点で手順を確立して(文書化していなくても)実施していただければよい。メリハリをつけて指導・審査ができようにすべきである。	リスクがあると判断されたものは対策が必要となりました。
107	指導員	7.4	管理点7.3で明確にしたリスクを予防・低減するための対策について、以下に取り組んでいる。 (1)少なくともリスク評価で重要と判断した対策についての・・・ (3)定めた対策・ルールの実施 (4)リスク評価で重要と判断した対策・ルールについては、責任者による遵守状況の定期的な確認とその記録 【修正案】赤字 管理点7.3で明確にした大きいと判断されたリスクを予防・低減するための対策について、以下に取り組んでいる。 (1)少なくともリスク評価で重要と判断した対策についての・・・ (3)定めた対策・ルールの実施とその記録(実施記録がないと検証できない場合のみ) (4)リスク評価で重要と判断した対策・ルールについては、責任者による遵守状況の定期的な確認を含む検証とその記録 【理由】 リスク評価の定義でも述べたように、7.3/7.4/7.5はリスクが大きいと判断されたものだけを徹底的に管理する章とされたい。これまでリスクが低いものまで対策の文書化を要求していたが、低いものはそれぞれの一般衛生管理の管理点で手順を確立して(文書化していなくても)実施していただければよい。メリハリをつけて指導・審査ができようにすべきである。リスクの大きいものに絞れば実施記録は可能ではないか？但し小規模農場で作業者と責任者が同じような場合には実施記録なくても検証が可能としてあげる。また、検証は場合によっては検査・試験等を伴うものがあるかもしれないため責任者による定期的な確認だけに限定しない方がよい。	同上
108	指導員	7.4(1)	「作業者がわかる」とはどの作業者がその作業を行うかを決めるということか。	作業者がルールを読んで理解できるという意味です。「作業者が理解できる」に修正しました。
109	審査員	7.4	適切な表現が思い浮かびませんがこの管理点でのみリスク評価の尺度として”重要”という概念が使われています。対策が必要と判断された項目という意味合いで使っているかと思われそうですがどこかでリスク評価の尺度についてのガイドが必要かと。	解説で説明します。意図を明確にするためa.b.に項目を分けて記載しました。
110	認証機関	7.5	農場に当該管理点を要請するなら、記録をする事を加えて欲しい。	「以下を実施したことを記録している。」に修正しました。
111	審査員	7.5	リスク評価等の見直しについて、『リスク評価の結果の文書化』がパブコメ案にはありません。明記すべきでは。	同上

No.	提案者	管理点番号 (パブコメ 版)	改善提案・意見	対応
112	生産者	7.5	「1年に1回」と表現されているが、別のところでは「年1回」という表現もあるため、「年1回」に統一が望ましいと考えます。	「年1回以上」に修正しました。
113	指導員	8.1	健康状態の悪い作業員・入場者を把握する手順は決めておくべきだが文書化までは不要では。	「手順を定め」として文書化までは求めないよう修正しました。
114	指導員	8.2	装着品の提供・装着および洗浄というよりもマスク等装備品の装着をまず求めるべき	「作業着、帽子、マスク、靴、手袋等の装着」としました。
115	生産者	8.2	一般的な食品加工業務の中ではこの項目は「必須」と取られており、特に生食野菜の加工場において、衛生管理の為に装着すべき作業着、マスク、手袋については雇用主や事業所で使い捨て品の提供、もしくは除菌の上で貸与するなどしてルールに基づいた衛生管理を徹底しなければ消費者の安全や事故発生時の作業員及び現場責任者のリスク回避は守られないと考え、このレベルを「重要」から「必須」への改善を提案いたします。現場では日々を不安に過ごしております。	技術委員会で審議した結果、重要レベルとなりました。どのような装備が必要かどのようなように提供するかは農場によって異なるため何が必要かは農場が決め、その装着をルールとする必要があります。
116	指導員	8.2	作業員・生産物の衛生管理のために、以下の衛生管理のルールを文書化し、作業員および入場者に周知し、実施させている。 【修正案】赤字 作業員・生産物の衛生管理のために、以下の観点より農場に必要な衛生管理のルールを文書化し、作業員および入場者に周知し、実施させている。 【理由】 全ての品目について同じ要求は厳しすぎる、2016年版と同様でよい	「以下の項目について衛生管理に関する必要なルールを文書化し」に修正しました。
117	生産者	8.4(1)	トイレの設置だと借りるのは不可ということか。	「トイレの確保」に修正しました。
118	生産者	9.1	b.(3)上記の内容に関連し、この後に安全な使用実施するための防除衣、防除具の準備及び管理を付加することを提案します。上記内容に準じます。	「(5)安全を確保するための適切な服装・保護具の用意および管理」を追加しました。
119	指導員	9.1	(4)農場内に応急手当をできる者がおり、その者が5年以内に応急手当の訓練を受けていることが証明できること 【修正案】赤字 (4)農場内に応急手当をできる者がいる。おり、その者が5年以内に応急手当の訓練を受けていることが証明できること 【理由】 応急手当普及員は3年と決まっているが、受講者の更新年数に決まりはない。訓練の証明に焦点を当てるより、実際にできるかどうかの方が大事だと思う。例えば、出血した際にはどうしますか？と審査員が質問した際に、適切な返答があるかどうかを確認できればよいと思う。	外形的な制限が必要と判断されたため変更なしとしました。
120	指導員	9.2事故の防止	(1)労働安全に関する少なくとも以下の(a)から(g)を含む年1回以上のリスク評価および事故やけがを防止する対策の文書化 (2)上記(1)で立てた対策の周知および実施 (4)上記(1)のリスク評価と対策および上記(3)の見直しは、有効性を高めるために作業員と実施すること 【修正案】赤字 (1)労働安全に関する少なくとも以下の(a)から(g)を含む年1回以上のリスク評価およびリスク評価で大きいと判断されたリスクによる事故やけがを防止する対策の文書化 (2)上記(1)で立てた対策の周知および実施とその記録(実施記録がないと検証できない場合のみ) (4)責任者による遵守状況の定期的な確認を含む検証とその記録 (45)上記(1)のリスク評価と対策および上記(3)の見直しは、有効性を高めるために作業員と実施すること 【理由】 食品安全と同様、大きなリスクに対する管理を徹底して実施していただくようにメリハリをつける。検証が欠落していたため追加する。	リスクがあると判断されたものは対策が必要となりました。

No.	提案者	管理点番号 (パブコメ 版)	改善提案・意見	対応
121	指導員	9.2(2)	食品安全のリスク評価同様「新人の配置および対策の変更時には必ず教育訓練を行うこと」が必要ではないか。	(新人の配置および対策の変更時には必ず行うこと)を追加しました。
122	指導員	茶9.2	リスク評価の対象に「高所作業」を含めていただきたいです。茶工場清掃時に高所作業が発生することがあり、転落による脊髄損傷などが起こっています。青果物に「高所作業」があり、より高所(3m近く)での作業がある茶にないのは、違和感があります。	高所作業を追加しました。
123	指導員	茶 9.5	4) シートベルトや安全フレームなど安全装置がある機械は安全装置を有効にした(着装等)使用 5) 作業機械を装着・牽引したトラクターの灯火器類設置等、法令に従った公道走行 【修正案】赤字 4) シートベルトや安全フレームなど安全装置がある機械は安全装置を有効にした(着装等)使用 5) 作業機械を装着・牽引したトラクターの灯火器類設置等、法令に従った公道走行 【理由】 4) 茶の乗用機械は対応していないものがほとんど 5) 茶ではトラクターは使用しない。法令に従った公道走行を厳密に適用されると厳しいものがある。リスク評価での対応でよいとしていただきたい。	ご意見について、まったくないわけではないので変更なしとしました。
124	指導員	9.5	安全な使用については器具についても注意が必要だと思う。	管理点を「設備・機械・器具の安全な使用」とし、器具についても(1)(2)(6)を求めることにしました。
125	指導員	9.5(6)	使用前点検は農薬散布機の使用前点検も含むか。農薬の管理点のところに入れたほうがわかりやすい。	C5.2.2(6)に散布機器の使用前点検を追加しました。
126	審査員	10.1.1(1)	肥料や農薬の散布に使用する機械は必ず記載するというので、「肥料散布機および農薬散布機」との記載と拝察します。動力を伴わない散布道具もあることから「肥料・農薬に使用する機械・器具」などの記載の方が良いのではないのでしょうか。	器具までは求めていないので変更なしとしました。
127	メーカー	10.1.1(6)	ボイラーの届出は、正しくはボイラーの設置届だと思われる。 ボイラーの設置が何年も前の場合、書類を保管していない場合もあるため、行政でのボイラー設置届の保管期限を確認し、それ以前の場合には、救済措置として対象外にするなどを検討しておくことも必要ではないか。	ボイラーに関しては別の指摘により10.5に独立しました。 過去の設置については解説で説明します。
128	指導員	10.2	JGAP2016では機械油の管理点があったが2022では管理不要か。	「掃除道具および洗浄剤・消毒剤・機械油の管理」として機械油も(1)食品安全に問題がなく、意図した用途に適していること、を求めることにしました。
129	指導員	10.2, 11.1	機械油とオイル類の整理が必要	10.2で機械油の管理を求め 11.1はオイル類を削除し燃料のみとしました。
130	指導員	10.2	洗浄剤や消毒剤などは取り扱いに注意が必要なものもあるため、「使用上の注意事項を確認する」といった項目が欲しい。	(6) 使用・保管の注意事項の遵守、を追加しました。
131	生産者 団体	10.3	「農薬以外の毒物・劇物について、以下に取り組んでいる。(1) 他のものと区分し、施錠された場所への保管」について、①農薬の毒劇物と農薬以外の毒劇物は区分して保管する必要があるか、②区分して保管する必要がある場合、どのレベルでの区分が必要か(保管庫を分ける、同じ保管庫で棚を分ける、など)をもう少し詳しく明示すべき。	ご意見について、区分は必要であり、取り間違いを防ぐ程度を想定しています。解説で説明します。

No.	提案者	管理点番号 (パブコメ 版)	改善提案・意見	対応
132	行政	10.5	ボイラーに関する項目は農林水産省の国際水準GAPガイドラインでも要求されており、法令事項でもあるため独立した管理点にすべき。	10.5ボイラーおよび圧力容器の管理として10.1.1から移動します。
133	行政	11.1	基本的には食品安全のリスク評価で対応可能かもしれないが、農林水産省の国際水準GAPガイドラインでも要求されており、燃料の保管の項目に農産物汚染防止の視点があるとかわりやすいのではないかと。	(6) 農産物・種苗への汚染防止を追加しました。
134	指導員	11.2	当該項目の狙いは、省エネルギーの推進に積極的に取り組んでもらうことなので、取り組みやすい方法で各農場が取り組んでいけば良いと思います。	解説で説明します。
135	メーカー	11.2	省エネルギーの推進について、単に省エネルギーですと再生可能エネルギーの活用が効果として現れなくなります。使用量の削減あるいは再生可能エネルギーへの代替といった表現がよいと思います。	「(3) 再生可能エネルギーの採用の検討」を追加しました。
136	指導員	11.2	<p>管理点：省エネルギーの推進 温室効果ガス削減対策のために、以下に取り組んでいる。 (1) 電気、ガス、重油、ガソリン、軽油、灯油等のエネルギー使用量の把握 (2) 施設、機械の省エネルギーのための計画を文書化および実施 (3) 把握した前年度使用量の次年度計画作成への活用 ※全面的に以下に差し替え 【差替え案】赤字 管理点 地球温暖化防止の推進1 温室効果ガス削減対策のために、化石由来のエネルギー使用削減に加えて、再生可能エネルギーの採用や農業における温室効果ガス削減技術を積極的に導入し、温室効果ガス削減に貢献している。 【理由】 地球温暖化防止の表題に対して機械・施設の省エネルギーのみの狭い取組みとなってしまう。省エネ法が2022.05に【エネルギーの使用の合理化等に関する法律】→【エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律】に改正され、化石燃料のみならず再エネの導入も対象とするとは言え、農水省のみどり戦略にはエネルギーのみならず作物別に様々な温暖化対策技術が示されています。 (https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/catalog.html)別な管理点に炭素貯留や水稲の中干し等は示されていますが、技術はどんどん新しいものや改良されたものが登場するであろうから、それに挑戦できる柔軟な管理点としておかげはどうでしょうか？2022.03に発行された農水省の国際水準GAPガイドラインでも「温室効果ガスの削減に資する取組等の実施」の根拠法令として「みどりの食料システム戦略」が示されています。JGAPがその技術導入のきっかけとなるべく働きかける管理点が欲しいと思います。C32 尚、パブコメ案の(3)の前年使用量の次年度計画作成への活用について、エネルギー使用量の把握は最終的に地球温暖化ガスの把握までもって行かないと意味がないものであると思います。同じ使用量でも火力発電で作られた電気と再エネで作られた電気ではCO2排出量が異なります。</p>	同上
137	指導員	新規追加 11.3	<p>【追加案】赤字 レベル：努力 管理点：地球温暖化防止の推進2 適合基準：地球温室効果ガス削減対策のために、地球温室効果ガスの排出量を把握した上で管理点11.2を実施している。 【理由】 省エネ法において特定事業者(重油だと年間1500kl以上使用する事業者)は温暖化ガスの排出量を把握して行政へ提出する義務があるが、農業ではまだ一般的ではない。しかしながら管理点11.2を進めその効果を検証するためにはデータでの可視化が必要となるし、近い将来「このトマトの生産で発生したCO2**g」のようなカーボンフットプリントが必要になると思われる。パブコメ案11.2でエネルギー使用量の把握の要求があるが、最終的には温室効果ガスの排出量を把握しないと意味がない。努力でよいのでJGAPでそのきっかけを作っておく必要はある。2016年版でも取組例・備考に温暖化ガスの把握が環境省のHPからできると記載して布石がある。また、農業における排出量把握の簡易キットができつつあるため今後普及しやすくなると思う。 https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/climate/#mieruka https://www.youtube.com/watch?v=cT-IkklBhuc</p>	基準では求めないが解説で紹介する。

No.	提案者	管理点番号 (パブコメ 版)	改善提案・意見	対応
138	指導員	新規追加 11.4	【追加案】赤字 レベル:努力 管理点:地球温暖化防止の推進3 適合基準:地球温室効果ガス削減対策のために、地球温室効果ガスの排出権取引を活用して管理点11.2を実施している。 【理由】 J-クレジット等により排出削減した努力がお金になってバックされることで地球温暖化防止対策の普及が促進されます。森林では盛んに実施されている。農業ではバイオマス燃料やバイオ炭等で事例ができています。管理点は努力でよいので、JGAPに記載があるだけでその普及に寄与できると思います。(知らない人は全く知らないの) https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/climate/jcredit/top.html	同上
139	審査員	12	廃棄物の定義はごみや不要物であるが、もみ殻や茶渋などを圃場にすきこんでいる農場にとっては廃棄物と言えないかと思われます。環境や交差汚染防止の観点で言えば、廃棄物を含めた「副産物」も、管理すべき内容として明記した方が良いのではないのでしょうか。	解説で説明します。
140	指導員	12.1	JGAP2016ではまず廃棄物の把握を行い、その保管方法と処理方法を求めているが、保管方法だけ文書化でいいのでしょうか。	「農場から出る廃棄物を把握し、以下を文書化し実施している。」として(1)から(3)までの文書化を求めることにしました。
141	指導員	12.1	管理点:資源の有効利用 【修正案】赤字 管理点:廃棄物の適正管理及び資源の有効利用 【理由】 適合基準と管理点の表題が整合していないため。	「廃棄物の適正処理および資源の有効利用」に修正しました。
142	指導員	12.2	管理点:廃棄物の管理 【修正案】赤字 管理点:整理・整頓・清掃 【理由】 適合基準と管理点の表題が12.1と重複してしまう。ここは整理・整頓・清掃だとすぐわかる方が見栄えもよい。	「整理・整頓・清掃の実施」に修正しました。
143	行政	13.2.1	国際水準GAPガイドラインの指導マニュアルに記載されているように、生物多様性を考えるにはどのような生物が周辺にいるかを把握する必要があるのではないかと。	「農場周辺に生息する鳥獣の把握」を追加しました。
144	メーカー	13.2.1	生物多様性への配慮①について、茶の栽培においてビオトープ、草生栽培は現実的ではありません。不耕起栽培や天敵・送粉者温存地帯の確保、混植も同様です。また、鳥獣害についても、被害がない場所では対策のしようがありません。地域で生物多様性への取り組みが行われていれば参加できますが、そうでなければIPMの実践しなくなります。C5.1.2でIPMの実践が必須になっている以上、13.2.1も必然的にIPMに取り組んでいることになり重要レベルとした意味がないと思います。	例示は解説に移動し、IPM以外の取組みについても検討するよう解説に記載します。
145	指導員	13.2.1	(1)の「地域の生物多様性への取り組み」及び(2)の「生物多様性に配慮した鳥獣害防止対策の取り組み」の例をご教示ください。	解説に記載予定です。
146	審査員	13.2.1	(2)生物多様性に配慮した鳥獣害防止対策の取り組みとありますが認証基準として認識が難しい表現となっています。鳥獣害対策と生物多様性の関係性が分かりません。	GAPガイドラインの表現ですが解説に記載予定です。
147	審査員	13.2.1	(1)で『固有の動植物の保全』とありますが『固有の生態系の保全』であれば理解できますが、前者の表現では誤解を招く可能性があります。特に象徴種を守るビオトープ保護活動と呼ばれるものがありますが、『その種のみ』に焦点が当てられその種の環境・生息空間を含めた保護という視点が欠如した事より近年活動内容が修正されてきていると理解しています。	「固有種(在来種)の動植物の保全」に修正しました。

No.	提案者	管理点番号 (パブコメ 版)	改善提案・意見	対応
148	指導員	13.2.1	(1)固有の動植物の保全(ビオトープ、草生栽培、有機栽培、IPM)、生物多様性を活用した持続可能な農業への展開(不耕起地や天敵・送粉者温存地帯の確保、混植)、あるいは地域の生物多様性への取り組みへの参加 【修正案】赤字 (1)固有種(在来種)の動植物の保全(ビオトープ、草生栽培、有機栽培、IPM)、生物多様性を活用した持続可能な農業への展開(不耕起地や天敵・送粉者温存地帯の確保、混植)、あるいは地域の生物多様性への取り組みへの参加 【理由】 固有の動植物では定義でもしないと意味が通らないと思います。「固有種(在来種)」とすれば分かり易くなると思います。 かっこ内の技術は解説や研修で紹介すればいいと思います。共通項目なので品目によっては不可能な技術もある。今回、生物多様性が努力でなく重要になったので、解説から紐づける研修が重要になる。特に生物多様性を活かした持続可能な農業への展開は2016にはなかった要求なので。	同上
149	メーカー	13.2.2	生物多様性への配慮②については、生産者が具体的に何をすればよいか分からないと思います。以前の委員会では別紙で説明すると言われました。 指標とする動植物をどう選定し、どう調査するのかを示さなければなりませんし、示さなければ記載するべきではないと思います。	指標となる動植物の増減は削除しました。
150	指導員	13.2.2	…動植物の増減を、年に1回以上確認している。 【修正案】赤字 …動植物の増減を、年に1回以上定期的に確認している。 【理由】 2016年版でも不評な要求であり、1年単位くらいでは増減は判断できない。	毎年確認して長期的な動向を把握してもらいたいため修正なしとしました。
151	生産者	C1	項目名だけが「土」と「土壌」の両方の表現があるが、「土壌」への統一がよいと考えます。	土壌に修正しました。
152	指導員	C1.1、 C1.4	土壌のリスク評価は難しい、POPs物質の使用可能性と行政による土壌汚染地域が問題だが対象者は少ないため、対象となる生産者がすぐわかる表現にしたい。近隣の状況の確認については汚染水の流入対策に移動できないか。	「過去におけるPOPs物質の使用可能性がある場合」としました。C1.4「周辺の状況(管理点1.2)を確認した上で以下に取り組んでいる」としました。
153	審査員	C1.3	炭素貯蓄という言葉は生産者に分かりづらいのではないのでしょうか。	解説に記載予定です。
154	審査員	C1.3	土づくりは、様々な方法による、土壌物理化学性の改善と思います。この文章からは、土づくり=炭素貯蓄と誤解されてしまう恐れがあるのではないのでしょうか。この項目の趣旨から、土づくりを土壌管理に置き換えても良いのではないのでしょうか。	解説で説明するため変更なしとしました。
155	メーカー	C1.3	C1.3については、(1)と(2)を入れ替えるほうが良いと思います。	修正しました。
156	指導員	C1.3	(2)(3)「炭素貯留に配慮した土づくり計画及び結果の文書化」には炭素貯留の程度を数値で把握することを求めるのでしょうか。行動計画とその実践度合いの振り返りで足りるのでしょうか。	数値化は不要、何をどれだけ実施したかの振り返りで構いません。
157	指導員	C1.3	①炭素貯留の実施のために、現状を把握するや結果を把握する場合、検査をする必要があるのか？	検査は不要、解説に記載予定です。
158	指導員	C1.3	(1)(2)を行ってれば(3)は不要	(3)は削除しました。
159	生産者	C1.4	水耕栽培の場合、「土の管理」の項目ではあるが、この「汚染水の流入対策」だけは該当外とならない。しかし、土を使っていないにもかかわらず「土の管理」が該当外とならないことに矛盾がある。このため、土と水を区別するために、同様の要求事項を、「水の管理」にも含めていただきたい。もしくは、水耕栽培の場合は該当外としていい旨を明記いただきたい。(C1.4は該当外として、C2.1.1で審査すればよいようにも思います。)	水耕栽培は施設内なので汚染水が流入しないということであれば対策済みということで適合となります。解説に記載予定です。

No.	提案者	管理点番号 (パブコメ 版)	改善提案・意見	対応
160	指導員	C1.4	(2)に関しては、実際に汚水流入の発生があった場合に行うことと思いますが、その理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
161	審査員	C1.4	他のリスク評価は少なくとも年に1回行うことが基準となっておりますがこの管理点のみリスク評価の頻度についての記載がありません。実際の審査基準としては1度実施すれば適合として良いのでしょうか。	実際に流入が起こった際にリスク評価すればよいということになります。
162	メーカー	C2.1(1)	1.2(5)に同じ。農業用水など、自治体で管理している水源について、それぞれの農家が確認しなければならないか。	どこの井戸から汲んでいるのか、農業用水ならどこの川から引いてきているのかの把握は必要と判断しました。
163	メーカー	C2.1(2)	C2.1(2)については、大腸菌検査時に大腸菌が検出された場合の対策の文書化を追加とありますが、C2.1(2)が大腸菌による水の異常であるとの認識はありませんでした。	解説で説明します。
164	指導員	C2.1	大腸菌だけ確認すれば他のものは調べなくてよいか。重金属はどうか。	農林水産省の野菜の衛生管理指針を参考に大腸菌を指標としました。重金属については(4)を追加しました。
165	指導員	C2.2	収穫作業をする機械にまで大腸菌不検出は過剰ではないか。	「農産物取扱い工程で使用する農産物と接触する機械」に修正しました。
166	指導員	C2.2	2016版でも同様の書き方になっていますが、「収穫および収穫後に使用する水の管理」なので、「作業者の手洗いに使用する水」は、収穫作業および農産物取り扱い作業時の手洗い水という解釈でよろしいでしょうか。休憩時等の手洗い水についても作業者の健康面から大腸菌不検出である方がよいと考えます。	その解釈となる、休憩時の手洗い水は農場で判断となります。
167	指導員	C2.2.1	管理点の表現が内容と合っていない。	「容器に貯める洗浄水の衛生管理」に修正しました。
168	メーカー	C2.2(1)	C2.2(1)については、飲用に適する水であることを誰がどう判断するかが必要だと思います。	「行政が認めた飲用に適する水」に修正しました。
169	指導員	C2.2	(2)水道水等の飲用に適する水の使用 【修正案】赤字 (2)水道水等の行政が認めた飲用に適する水の使用 【理由】 「飲用に適する水」の定義がないため、2016年版のように行政が認めたものと補足が必要。	同上

No.	提案者	管理点番号 (パブコメ 版)	改善提案・意見	対応
170	指導員	茶 C2.2	<p>管理点:収穫および収穫後に使用する水の管理 生産物の汚染を防ぐために、収穫以後に生産物に接触する水(蒸気等)、生産物と接触する機械や容器の洗浄に使用する水及び作業者の手洗いに使用する水を衛生的に取り扱い、以下にとりくんでいる。 1) 水道水等の飲用に適する水の使用 2) 1)以外を使用する場合には、水質検査を年1回以上行い、大腸菌不検出であることの確認</p> <p>【修正案】赤字 生産物の汚染を防ぐために、収穫以後に生産物に接触する水(蒸気等)、生産物と接触する機械や容器の洗浄に使用する水及び作業者の手洗いに使用する水は、行政が飲用に適すると認めた水を使用している。を衛生的に取り扱い、以下のいずれかの対応をしている。 1) 水道水等の飲用に適する水の使用 2) 1)以外を使用する場合には、水質検査を年1回以上行い、大腸菌不検出であることの確認</p> <p>【理由】 荒茶製造において蒸熱工程で大腸菌は殺滅でき、更にその後の乾燥工程及び仕上茶工程の火入れ・乾燥工程を経由するためリスクから考えて大腸菌にこだわる必要はない。但し、他の危害要因も懸念されることから、2016年版で食品製造用水(飲用適の水)と同様「行政が飲用に適すると認めた水」は条件とするということによいと思う。尚、荒茶事業者は食品衛生法のHACCP適用業者ではないと判断されたので「行政が飲用に適すると認めた水」の食品衛生法上の法的適用は必要なくなるが、仕上茶業者(HACCP適用事業者)と同様の条件で保健所が提示する条件をクリアすればよいと思う。また、食品衛生法ではない管轄の水道水(水道法)や飲用可能な井戸(飲用井戸等衛生対策要領)についても、広く「行政が飲用に適すると認めた水」と定義しておけばよいと思う。</p>	同上、一般衛生管理として必要と判断しました。
171	指導員	穀物 C2.2	<p>管理点:収穫および収穫後に使用する水の管理 生産物の汚染を防ぐために、生産物と接触する機械や容器の洗浄に使用する水及び作業者の手洗いに使用する水を衛生的に取り扱い、以下に取り組んでいる。 1) 水道水等の飲用に適する水の使用 2) 1)以外を使用する場合には、水質検査を年1回以上行い、大腸菌不検出であることの確認</p> <p>【修正案】赤字 全て削除</p> <p>【理由】 収穫と玄米工程においてここに記載されている水の使用は極々わずかであり、更に一般的に穀物は後工程において再度熱処理工程が入ることを考えると、わざわざ管理点とする必要はないと思われる。</p>	穀物については収穫を削除し、収穫後に限定しました。
172	指導員	青 C3.1	<p>青果物については、有害生物の管理は農産物取扱い施設だけでなく、圃場も対象とした方がよいと考えます。近年、イノシシやシカによる作物被害が増加していますが、これらの糞尿に汚染された場合、病原微生物による食中毒の発生の恐れがあります。(農水省Hp参照: https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k.yasai/kekka/wild_animal.html)青果物は、品目によっては、生食するものもあり、圃場での管理(侵入の痕跡(フンや足跡)を発見した場合には、頻度、状況に応じて、電気柵等を設置する、など)も重要だと考えます。</p>	圃場での害獣対策については13.2.1(1)で対応します。
173	行政	C3.1	<p>農林水産省の国際水準GAPガイドラインでは有害生物(昆虫、小動物、鳥類、かび等)の侵入・発生防止対策、異物、有毒植物等の混入防止対策が求められているので対応すべきではないか。</p>	「有害生物(昆虫、小動物、鳥類、かび等)の侵入・発生および異物・有毒植物等の混入を防ぐために」に変更し、「(1)侵入・発生・混入を防ぐ対策の実施」としました。
174	指導員	C3.2	<p>「(1)作物に適した適切な温度・・・」とありますが、「作物」は、「圃場で栽培中の植物」と定義されているので、「生産物」。「適した適切な温度」は、同じことを繰り返しています。</p> <p>【修正案】(1)生産物に適した温度・・・</p>	「農産物に適した温度と湿度の維持」に修正しました。
175	指導員	C3.2	<p>穀物の保管では「農産物貯蔵以外の目的で使われていた場所の場合、使用前の十分な清掃とその記録」が要求されているが、青果物や茶の保管でも必要ではないか。</p>	青果物と茶の保管にも追加しました。
176	生産者	C3.2	<p>管理点名が青果物と穀物で「〇〇の保管」と使い分けられているが、「農産物の保管」「収穫物の保管」等と統一してよいのではないかと考えます。</p>	適合基準の内容が異なり、そのままだとわかりやすいため変更なしとしました。

No.	提案者	管理点番号 (パブコメ 版)	改善提案・意見	対応
177	メーカー	茶 C3.2(4)	荒茶については、使用期限をさだめるのは難しい。法律上でも、業者間取引の荒茶については、賞味期限設定の対象外となっている。農場が使用期限を記載した荒茶について、茶商での購入控えや、記載を外す要求がされることが想定される。	荒茶への使用期限の記載を求めているわけではなく、農場内でどのように取り扱うかルールを決めることを求めています。
178	指導員	C3.3	「検討の結果を記録」とは「検討した結果新規圃場として借りることにしました」といった記録があればいいのか。	「検討内容と使用判断の結果を記録」と変更しました。
179	指導員	C3.3	新規圃場の検討では鳥獣保護区などの自然保護地域の確認が必要だが新規圃場以外でも確認が必要ではないか。	13.2.1(2)圃場が自然保護地域にある場合、行政の指導(開発規制等)に従っている、を追加しました。
180	指導員	C4.1	(1)青果物のうち果樹苗に関しては使用農薬の記載は必要ですが、使用回数の記載は不要と思いますので、その旨、適合基準に注記しておくことが望ましいと思います。	指定種苗とそれ以外に分けて記載しました。
181	指導員	C5.1.2(3)	「農薬と他の防除手段」とあるが、天敵など生物農薬も農薬に含まれる。	「化学農薬と化学農薬以外の防除手段」に修正しました。
182	指導員	C5.1.3(5)	耐性・抵抗性の防止には剤のローテーションが必要だと思うが、RACコードで作用機構をしっかりと確認してローテーションをする必要があるのではないか。	「RACコード確認による耐性・抵抗性の防止」に修正しました。
183	生産者	C5.2.2(5)	農薬使用の準備① (5)農薬混用、調合の場合「剤形による投入の順番を考慮」するのは、作業の効率上のこと、食品安全や労働安全には関係性が低いと思う。いわゆる「テ→ニ→ス」は散布液に水和剤のタマ(固まり)ができないようにするため、水に溶けやすい順番で入れることだが、展着剤「まくびか」のように発泡するために最後に加えるものもある。あえて記載し、現場に求める必要があるか？ここは削除してもよいのでは？	テ→ニ→スのように固定化することを求めているのではなく、何も考えずに混用することを防ぐ目的です。
184	指導員	C5.2.3(5)	農薬工業会の資料に3回すぎと出ているためこのような基準になっているが、液剤以外のことも含めた表現がいいのではないか。	「使用した計量器具等の洗浄を適切に実施」とし、すぎの件はカッコ内に例として示しました。
185	指導員	C5.3.1	農薬工業会のホームページを見たら防除衣と書いてあるページはあったが、防除具は保護具と書いてあった。	防除具は保護具に修正しました。
186	指導員	C5.3.1	農薬散布のカップや長靴などは他の作業と兼用すべきではない。	「農薬専用の防除衣・保護具の着用」に修正しました。
187	生産者	C5.3.1	(1)に以下内容を前項として付加することを提案します。 必要な備品の準備、消耗品については提供 ※添付:労働安全衛生規則 第三編 第二章 保護具等 をご参照ください この表記がないために、必要な防除衣、防除具は個人負担すべきものと誤解が生じてしまいます。事業者、作業員ともにルールを理解し実践できる基準を切望いたします。	農場が提供するかどうかは農場の判断と考えます。
188	認証機関	C5.3.4	農薬の希釈倍率に実希釈倍率を記録するルールを含めていただけないか。理由は、栽培暦の希釈倍率が記載されており、実際の希釈倍率と異なる事が見られる為。	農薬使用記録に記載があっても希釈倍数や使用料は記録を省略できず、実際の希釈倍数や使用量の記載を求めています。解説で説明する予定です。
189	生産者 団体	C5.3.4	2016版の24.3.7では、「農薬使用計画に④⑤⑥⑧⑨を記載しており、計画通りに使用した場合、農薬使用の記録には④のみを記載し、⑤⑥⑧⑨を省略してもよい。」とされているが、同様の措置は2022版でも継続されるか	継続します。適合基準に追加しました。

No.	提案者	管理点番号 (パブコメ 版)	改善提案・意見	対応
190	技術委員	C5.3.4	使用目的は使用記録には不要ではないか。	削除しました。
191	指導員	C5.3.5	「手順通り」というのがよくわからない。記録の検証は分かるが、使用の決定は検証できるのか。ここは農薬の適正使用の検証なので、農薬使用記録から希釈倍数や散布回数などが間違っていないか確認することが大切なのではないか。	「農薬使用の記録(管理点C5.3.4)が農薬の使用基準を満たしていることの確認」としました。
192	指導員	C5.3.5	(3)の意味がわからない。「…確認の結果基準値を超過した場合、…」は、何を意図しているのでしょうか。	「基準値を超過した場合」は削除しました。
193	メーカー	C5.3.5(3)	「基準値を超過した場合」の基準値とは何か？ 残留農薬基準値のことか、それとも農薬の使用基準のことか、わかりにくい。言葉は正確に記載してほしい。	同上
194	審査員	C5.3.5 (1),(2)	検証のタイミングとして、遅いのではないか(後で分かった、になりかねない)。また、棚卸で使用量が適正であったかの検証方法は、同一農薬の複数回散布の検証にはそぐわないと思います。	収穫前なので収穫直前というわけではなく、農場の状況に応じて早めに検証できればよいとしています。
195	審査員	C5.3.5(2)	記録検証の手法としての棚卸を要求していますが、C5.4.5(在庫管理)で棚卸の頻度・タイミングを見ることになるので、5.4.5でも在庫管理に対する整合性確認要求があり、まとめてもらったほうが良いように思う。	目的が異なるため、まとめないこととしました。
196	生産者	C5.4.1	農薬保管庫の管理① 農薬保管庫の鍵について、管理を農薬管理の責任者が行うと表現が変わった。必ずしも農薬は「鍵のついた農薬保管庫で保管をする」ことではなく、法律(毒劇法)に基づいて適正に保管するという理解でよいか？(毒劇物がない農薬保管庫の場合、毒劇法による施錠が求められない。) ただし、盗難防止や責任者以外が触れないことの観点から、普通物のみであっても施錠ができる保管庫が望ましい。	農薬管理の責任者がカギの管理を行うのは2016と同じです。普通物も鍵のかかった保管庫を求めています。
197	指導員	C5.4.2	危険物はC5.4.4と被るのでは。	危険物は削除しました。
198	指導員	C5.4.2	「(7) 使用禁止農薬、登録失効農薬、最終有効年月を過ぎた農薬の区分管理」から「登録失効農薬」を削除すべき。 登録失効農薬については、農林水産省ウェブページ「無登録農薬と失効農薬の関係」(https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n.point/mu_sikko_kankei.html)で解説されているように、最終有効年月以内であれば、その使用は問題ない。法律上・安全面とも問題ない「有最終有効年月以内の登録失効農薬」を、「農薬の誤使用、作業者の健康被害を防ぐ」目的で区分管理することは不要である。ASIAGAP/JGAPの管理点と適合基準「廃棄物の管理および資源の有効利用」の「資源の有効利用」の観点からも、不適切である。	削除しました。登録が失効した農薬の認識、取り扱いについて解説に記載します。
199	指導員	C5.4.3	使いかけの農薬の密封だとジップロックに入れたり洗濯バサミで止めたりは不可になるのか。	封の仕方はこれまでと同じでよく、「封をしていること」に修正しました。
200	指導員	C5.4.5	2016版に対するインターネット研修において、農薬の在庫管理方法を「開封したら、出庫1として管理する」と記載されています。そのためか、農家さんでも開封したら出庫1として、管理されている方も少なくありません。そうした場合、2022版のC5.3.5の有効性が低くなります。適合基準で「出庫ごと」と求めているので、農薬使用の都度、使用量を出庫量として、記録するよう研修でも伝える、もしくは、農薬使用記録に「農薬の使用量」を記録することを求めるなどした方がよいと思います。「開封したら出庫1」で良いとすると、希釈倍率の適合性検証も行えませんが。	開封した在庫が分かるような表現について解説に記載します。
201	生産者	C5.6	残留農薬に関する検証 残留農薬検査の目的が「農薬使用の適切性を確認するために」となっているので、例えば生産工程で農薬を使用しない施設内の「きのこ栽培」は該当外となるか？(審査員としての質問です) これまでは、きのこ栽培工程で農薬使用はなくても、施設内の換気(ファンによる吸気)があるので、周辺圃場からのドリフト被害のリスク評価や、交差汚染のリスク評価の妥当性の確認としての残留農薬検査の実施を農場に求めたことがあるが、 この場合の目的は、自分の農場「農薬使用の適切性」に限定されるか？	農薬不使用の作物の残留農薬検査ガイドラインを作成予定。農薬不使用であっても1回は残留検査必須、それ以降、周囲の環境などが変わらなければ検査不要です。

No.	提案者	管理点番号 (パブコメ 版)	改善提案・意見	対応
202	メーカー	C5.6(2)(b)	C5.3.5(3)に同じ。	残留農薬基準値に修正しました。
203	指導員	C6.1.2 C6.1.3	【修正案】 管理点の番号の入れ替え(先に施肥設計)6.1.2⇔6.1.3 【理由】 先に施肥設計があり、その中にある肥料の成分把握、安全性確認とした方が流れが自然であるため。	使う可能性のある肥料について情報を集め、それをもとに施肥設計を行い、施肥設計にある肥料の安全性を確認してから購入のため修正なしとしました。
204	メーカー	C6.1.3(2)(f)	C6.1.3(2)(f)については、C6.1.3(1)に「地球温暖化に及ぼす影響や食品安全について考慮している」を追加したうえで、削除してよいと思います。 亜酸化窒素ガスの発生は施用方法や時期などによっても変わるものですし、設計時に考慮されているべきものです。	(2)は施肥設計時に考慮するために入れています。
205	審査員	C6.1.3	施肥方法が使用した機械のことなのか、局所施肥や全層施肥のことなのか、その両方のことなのか、分かりづらいのではないのでしょうか。	メインは局所施肥や全層施肥のこと、機械まき手まきも含む、解説に記載予定です。
206	メーカー	C6.1.3(3)	C6.1.3(3)については化学肥料の施用量を年々少なくした記録が残るだけになります。作物の生産量や品質、土壌成分の変化にも留意しながら長期間かけて取り組む内容にすべきだと思います。	(3)は削除しました。
207	指導員	C6.1.3	(2)(f)使用する肥料が地球温暖化に及ぼす影響(亜酸化窒素の排出) (3)温室効果ガス低減対策として化学肥料低減のための取組を文書化し、低減実績を把握することにより次年度計画に活かしている。 【修正案】赤字 (2)(f)使用する肥料が地球温暖化に及ぼす影響(亜酸化窒素の排出) (3)温室効果ガス低減対策として化学肥料低減のための取組を文書化し、低減実績を把握することにより次年度計画に活かしている。 施肥設計は、温室効果ガス低減に寄与する資材の選定、施肥方法、施肥量、施肥後の土壌管理等に配慮し、経年比較で化学肥料の使用を削減した計画であることを説明できる。 【理由】 (2)(f)の亜酸化窒素については温室効果ガスに関するものであり、(3)の温室効果ガス削減の要求にまとめるべきである。また、取組に示唆を与える意味で資材の選定、施肥方法、施肥量、施肥後の土壌管理等を追加する。経年比較としたのは、毎年削減という要求ではないことを意味する。国ではみどり戦略のKPIとして2030年までに20%削減、2050年までに30%削減としているため。	同上
208	審査員	C6.1.4(4)	肥料の安全性の項目に、交差汚染の管理が出てくるのは違和感があります。 例えば、C6.1.5を「管理」として、この項目に移行させたら良いのではないのでしょうか。	C6.3.3にC6.1.4(4)の内容を移行し、(4)は削除しました。
209	審査員	C6.1.4(3)	C6.1.5と重複しているので、(3)は削除して良いのではないのでしょうか。	同上
210	指導員	C6.1.4	最近よく聞くバイオスティミュラントはJGAPでは使えるのか。	バイオスティミュラントはJGAPの肥料等に該当します。資材によっては農薬との相性があるため、「その他使用上の注意の遵守」を追加しました。

No.	提案者	管理点番号 (パブコメ 版)	改善提案・意見	対応
211	指導員	C6.1.4	<p>(2) 行政による公定規格に合格した肥料以外の肥料等は、原材料(採取地等の由来含む)、製造工程または検査結果の把握による生産物に危害を及ぼす要因がないことの確認 (3) 堆肥の適切な発酵温度の確保などによる病原微生物対策や雑草種子等の殺滅対策の実施 【修正案】赤字 (2) 行政への届出又は登録が確認できない行政による公定規格に合格した肥料以外の肥料等は、原材料(採取地等の由来含む)、製造工程または検査結果の把握による生産物に危害を及ぼす要因がないことの確認 (3) 堆肥の適切な発酵温度の確保などによる病原微生物対策や雑草種子等の殺滅対策の実施 【理由】 これまで特殊肥料の安全性確認として業者に提供いただいていた資料は行政へ生産業者が提出していた資料と同じものであった。従って、届出されていることのみ確認できればよいと簡便化してよい。また、公定規格に合格した肥料以外の肥料等という言い回しが分かりにくいいため、普通肥料登録の無い肥料であると明確にした方がよい。 尚、肥料の品質の確保等に関する法律が制定され、混合肥料(特殊肥料と化成肥料の混合等)が新たに普通肥料として登録できるようになり、みどり戦略でも化学肥料を削減し温室効果ガス抑制につなげる活動として堆肥や植物残渣の使用を促進する動きが出ている中で、肥料の品質の確保等に関する法律に関係して公定規格の見直しや原料帳簿の義務化を図っているため、特殊肥料に関する安全性の面の確認は行政を信頼してもよいと考えます。自家製堆肥と特殊肥料以外の資材については従来通り原材料や製造工程の確認又は検査結果の確認でよいと思います。 また、(3)については管理点C6.1.5(ディンジョンツリーの中)があるので削除でよいと思います。</p>	適合基準は修正せず、解説で説明予定です。
212	生産者	C6.1.5	<p>青果物、穀物、茶 共通 附属書(C6.1.5)のタイトル 最終ページのタイトル パブコメ版 『家畜ふん堆肥の管理についての検討図(ディンジョンツリー)』 修正案 『附属書(C6.1.5) 家畜ふん堆肥の管理についての検討図(ディンジョンツリー)』</p> <p>タイトルに「附属書(C6.1.5)」をつけたほうがいいです。 目次と符合しないので。</p>	修正しました。
213	審査員	附属書	<p>水質検査と動物ふん堆肥のディンジョンツリーは審査の現場でも説明資料として欲しかったものでとても良いです。附属書も基準書を構成していることは目次に記述があつて良いのですが、目次では本文とは異なる「附属書」表記になっています。附属書C6.1.5自体にも管理番号を明記してもらえるとうれしい。</p>	同上
214	指導員	附属書	<p>・附属書の表題にC6.1.5の附属書であることを明記 ・6.1.4の肥料等の安全性の見直し提案(堆肥は自家製堆肥のみ安全性を自ら確認、購買・調達した堆肥は行政への届出確認でよい)より、ディンジョンツリーの1.以降の見直しが必要</p>	同上
215	(認証機関)	C6.1.5	<p>家畜ふん堆肥による生産物の病原微生物汚染を防ぐために、附属書(C6.1.5)に基づいた家畜ふん堆肥の管理を行っている。附属書(C6.1.5)とは末尾の「家畜ふん堆肥の管理についての検討図(ディンジョンツリー)」を指していると理解して良いですか。</p>	同上
216	指導員	たい肥の検討図	<p>3からYes方向へ進んだマスの日本語がわかりにくい 【修正案】「…に加えて、収穫の4か月以上前にたい肥を施用する…」→「…に加えて、たい肥の施用は、収穫4か月前に実施する施肥計画とする」</p>	「…に加えて、たい肥の施用は、収穫4か月前までに実施する」に修正しました。
217	指導員	C6.3.1	<p>爆発は火災とは限らないのでは。</p>	火災等事故に修正しました。
218	生産者	C6.3.2	<p>石灰窒素の農業保管庫での保管は現実的に難しい。</p>	「ラベルに記載のある保管方法で保管すること」に修正しました。
219	認証機関	C6.3.2	<p>石灰窒素の要件を満たすというのはJGAPの要件か？毒物・劇物の法規制の要件か？</p>	同上
220	指導員	C6.3.2	<p>「覆いがあり、(中略)水の影響の防止」は「保管場所に覆いがあり、(中略)水の肥料への影響の防止」だと思うが、言葉足らずだと思う。</p>	そのように修正しました。
221	行政	C6.3.2	<p>農林水産省の国際水準GAPガイドラインでは肥料の保管について環境保全だけでなく崩落防止などの労働安全や農産物への接触防止などの食品安全についても要求しているがどうか。</p>	(5)(6)として労働安全と食品安全に関する項目を追加しました。

No.	提案者	管理点番号 (パブコメ 版)	改善提案・意見	対応
222	指導員	S1.1	サルモネラ属菌および腸管出血性大腸菌の検査は継続するが出荷はどうなるのか、その間も出荷していいのか。	「サルモネラ属菌および腸管出血性大腸菌の陰性が確認できてから出荷を再開する。」に修正しました。
223	行政	S1.3	国際水準GAPガイドラインにもあるため、(2)洗浄だけでなく消毒も必要ではないか。(3)識別だけでなく分別する必要があるのではないか。	(2)適切な洗浄・消毒を行っている。 (3)識別できるように分別している。 に修正しました。
224	指導員	S1.4	(1)について、水道水であっても水質検査を実施しなければならないように読めます。水道水について、自農場での検査は不要だと思います。	「農場内で使用する水道水以外の水は水質検査を年1回以上(行き)」に修正しました。
225	行政	S1.5	農林水産省のsprout生産における衛生管理指針では「衛生管理区域」となっているのでそろえるべき。	衛生管理区域に修正しました。
226	指導員	S1.5	S1.1とS1.5の管理点が「sprout類の衛生管理」で同じ。	S1.5の方を「衛生管理区域の設定」に修正しました。
227	行政	S1.6	農林水産省の国際水準GAPガイドライン、sprout生産における衛生管理指針においても要求されている内容であり、必須とすべき。	必須に変更しました。
228	行政	S1.7	種子の殺菌処理について、農林水産省のsprout生産における衛生管理指針では作業手順を定めることを求めている。GAP的には手順を定めるべきでは。	(1) 種子の処理方法について安全性を確認し手順化している。を追加し、 (2) 上記(1)で定めた手順に即して種子消毒を実施し、 に修正しました。
229	審査員	M1.1	購入先や原料についてリスク評価することを求めているのであれば、各項目に対して「を確認している」の記述は、取り組むべきことの中身をわかりにくくなっている気がします。「下記の使用資材は、下記の内容を確認し安全性について年1回以上……」の記載の方が良いのではないのでしょうか。	「きのこ類の使用資材は以下の内容を確認し、」に修正しました。
230	行政	M1.2,M1.3,M1.5,M1.6	農林水産省の国際水準GAPガイドラインにおいても要求されている内容であり、必須とすべき。	必須に変更しました。
231	指導員	M1.5	施設の衛生管理なら施設の清掃や消毒が必要だと思う。(4)作業に適した温度・湿度というよりキノコの生育に適した温度・湿度では？	(1) 栽培施設の定期的な清掃、消毒処理を追加し、 (5)きのこの生育に適した温度・湿度の維持 に修正しました。
232	行政	M1.6	種菌の取扱いに関しては農林水産省の国際水準GAPガイドラインにおいても要求されているため、培地調製と調整後の取り扱い方法を定める必要があるのではないか。	「(1) 培地・種菌に病原微生物や異物が付着しないよう培地調製および調整後の取り扱い方法(種菌を含む)を定め対策を講じている。」としました。

No.	提案者	管理点番号 (パブコメ 版)	改善提案・意見	対応
233	指導員	新規追加 M1.7	<p>【追加案】赤字 レベル:必須 管理点:きのご類の表示 適合基準:出荷する生産物、送り状、納品書等に以下の表示を行っている。 (1)農場名 (2)生産物の名称 (3)原産地(植菌地) 【理由】 令和4年3月30日より食品表示法で菌床やほだ木の植菌地が原産地であると法改正されたため 参考: https://www.rinya.maff.go.jp/j/tokuyou/attach/pdf/shokuhin_hyoji_QandA-3.pdf</p>	M1.7を追加します。
234	メーカー	R1.1	6.2に同じ。食品表示法では、加工食品の場合(荒茶は加工食品)、「製造所」の住所が必要。 また、法律上では、現物に記載しなければならない項目と、送り状などでもよい項目とがある。	JGAP2016と同じ内容を記載しました。
235	生産者	—	植物工場が増加していることもあり、植物工場の専用項目をご検討いただきたい。	技術委員会での審議が必要と考えるため次回改定に向け検討していきます。
236	認証機関	—	取り組み例が重要になる。しっかり作ってほしい。緩和措置をするような余計な知識を与えることはやめた方がよい。農薬の散布など。	解説で説明します。